

基安計発 0902 第 1 号
基安安発 0902 第 1 号
基安労発 0902 第 3 号
基安化発 0902 第 1 号
令和 8 年 9 月 2 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
計 画 課 長
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(契 印 省 略)

「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」の改正について

標記については、「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」(令和3年1月25日付け基安安発0125第2号・基安労発0125第1号・基安化発0125第1号。以下「eラーニング通達」という。)により、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項に規定する安全又は衛生のための特別の教育以外の厚生労働省がカリキュラム等を定める労働災害の防止のために必要な安全衛生教育及び研修に関して、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行う通信制の職業訓練等(以下「eラーニング等」という。)を実施する際の基本的な考え方及び留意事項が示されているところである。

今般、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号。以下「改正法」という。)並びに労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和8年厚生労働省令第116号。以下「令和8年改正省令」)がそれぞれ令和7年5月14日、令和8年7月29日に公布されたことに伴い、eラーニング通達を下記のとおり改正するので、事業者並びに安全衛生教育及び研修の実施機関等への周知、指導について遺漏なきを期されたい。

なお、改正後のeラーニング通達は、別添で示すとおりである。

1 改正の趣旨

改正法による改正後の作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）第5条に規定する講習について、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和8年厚生労働省告示第325号。以下「令和8年改正告示」という。）により、作業環境測定士規程（昭和51年労働省告示第16号）を改正し、作環法第5条に規定する講習の科目に「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」を新たに追加したこと等に伴う所要の改正を行う。

また、令和8年改正省令による改正後の作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第3条の5に規定するサンプリング補助者講習について、サンプリング補助者講習規程（令和8年厚生労働省告示第293号）を新たに定め、サンプリング補助者講習の講習科目等が規定したことから、サンプリング補助者講習についてeラーニング等による講習を実施できることとするため、別表にサンプリング補助者講習を追加する。

なお、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第44号。以下「令和6年改正省令」という。）は令和8年9月1日に廃止となるが、令和8年改正省令附則第3条第1項の規定により、令和8年9月1日に現に令和6年改正省令附則第3条第2項の規定による登録を受けている登録個人ばく露測定講習機関については、その登録を受けた日から起算して5年を経過する日までの間は、引き続き令和6年改正省令による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第1条の2の44の17第1項柱書に規定する個人ばく露測定講習を実施することができることとしていることから、別表にその旨を追記するとともに、所要の改正を行う。

2 eラーニング通達の一部改正

- ・別表の「作業環境測定士登録講習（※16）」の行を別紙1のとおり改正する。
- ・別表の「個人ばく露測定講習（※18）」の行を別紙2のとおり改正する。
- ・別表の「個人ばく露測定講習（※18）」の行の次に別紙3の行を加える。
- ・別表欄外の（※16）を以下のとおり改める。

作環法第5条の講習

- ・別表欄外の（※18）を以下のとおり改める。

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第44号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第1条の2

の44の17第1項柱書に規定する個人ばく露測定講習（令和6年改正省令は令和8年9月1日に廃止。ただし、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和8年厚生労働省令第116号。以下「令和8年改正省令」という。）附則第3条第1項の規定により、同日までに令和6年改正省令附則第3条第2項の規定により登録を受けた登録個人ばく露測定講習機関（以下「旧登録個人ばく露測定講習機関」という。）は、その登録の日から起算して5年を経過するまでの間は、引き続きこの講習を実施することができることとされている。）

- ・別表欄外の（※18）の次に以下を加える。

（※19）作環則第3条の5に規定するサンプリング補助者講習（令和8年改正省令附則第12条及び第13条の規定により令和8年10月1日前に実施されるものを含む。）

- ・別表欄外の（※32）を以下のとおり改める。

（※33）個人ばく露測定講習規程（令和6年厚生労働省告示第93号）（令和8年9月1日に廃止。ただし、旧登録個人ばく露測定講習機関については、登録の日から起算して5年を経過するまでの間は、個人ばく露測定講習（※18）について、なおその効力を有するものとされている。）

- ・別表欄外の（※32）の次に以下を加える。

（※34）サンプリング補助者講習規程（令和8年厚生労働省告示第293号）

- ・（※19）を（※20）に、（※20）を（※21）に、（※21）を（※22）に、（※22）を（※23）に、（※23）を（※24）に、（※24）を（※25）に、（※25）を（※26）に、（※26）を（※27）に、（※27）を（※28）に、（※28）を（※29）に、（※29）を（※30）に、（※30）を（※31）に、（※31）を（※32）に、（※32）を（※33）に、（※33）を（※35）に改める。

作業環境 測定士登 録講習 (※16)	講習範 囲が告 示(※ 31)第 3条第 1項に 定める 範囲を 満たす こと	講習時 間が、 告示(※ 31)第 3条第 1項に 定める 時間以 上であ ることが 担保 できる こと	講師については、作業環 境測定法(昭和50年法 律第28号。以下「作業 法」という。)別表第3 各号の表の科目の欄に掲 げる講習科目に応じ、そ れぞれ同表の条件の欄に 掲げる条件のいずれかに 適合する知識経験を有す ることが確認できるとし、 ともに、動画作成者・監修 者についても十分な知識 又は経験を有することが 確認できること	実技講 習につ いて 講師と 同一場 所に対 面によ り実施 すること	修了試 験のうち 筆記 試験を 登録講 習機関 の監視 者と同 一場所 で対面 により 実施 し、口 述試験 を対面 により 実施し ている こと	登録講習機関が 設定した会場に 集合して実施す ることにより、 作業環境測定法 施行規則(昭和 50年労働省令 第20号。以下 「作環則」とい う。)第44条第 4号ロに規定す る講習の業務を 管理する者が作 業環境測定士登 録講習の実施状 況を把握すること とができること	受講者から の質問があ った際に、 講師が講義 中に適切に 応答でき るよう双方向 性が確保さ れているこ と	【1】又は【2】の要件を満たしていること 【1】 告示(※31)第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。)」は、会場ごとに50人以内の受講者としてしていること 【2】 以下の①から③までに掲げる要件のうち、①の要件を満たし、かつ、②又は③の要件を満たしていること ① 会場ごとに50人以内の受講者としてしていること ② 告示(※31)第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」は、作環法別表第2に掲げる機械器具その他の設備1台当たり10人以内の受講者としてしていること ③ 告示(※31)第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」は、作環法別表第2に掲げる機械器具その他の設備1台当たり6人以内の受講者としてしていること	—
------------------------------	--	--	--	---	---	---	--	--	---

【別紙2】

個人ばく露測定講習(※18)	講習範囲が、告示(※33)第1条に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示(※33)第1条に定める時間以上であることが担保できること	講師については、登録省令第1条の2の44の19第1項第3号(令和8年改正省令附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされた令和6年改正省令第5条の規定による改正後の登録省令第1条の2の44の19第1項第3号)の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有することが確認できるとともに、動画作成者・監修者については十分な知識又は経験を有することが確認できること	実技講習について講師と同一場所で行う実施していること	修了試験について登録個人ばく露測定講習機関の監視者と同一場所で行い、実施すること	登録個人ばく露測定講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、登録省令第1条の2の44の19第1項第4号(令和8年9月1日以降は、令和8年改正省令附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされた令和6年改正省令第5条の規定による改正後の登録省令第1条の2の44の19第1項第4号)に規定する個人ばく露測定講習の業務を管理する者が個人ばく露測定講習の実施状況を把握することとができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	会場ごとに50人以内の受講者とし、かつ、登録省令第1条の2の44の19第1項第1号(令和8年9月1日以降は、令和8年改正省令附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされた令和6年改正省令第5条の規定による改正後の登録省令第1条の2の44の19第1項第1号)に掲げる機械器具その他の設備1台当たり10人以内の受講者としていこと	一
----------------	------------------------------	---------------------------------------	---	----------------------------	--	--	--	---	---

サンプリング補助者講習 (※19)	講習範囲が、告示(※34)第1条に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示(※34)第1条に定める時間以上であることが担保できること	講師については、作環則第51条の12第1項第3号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有すること、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有すること	実技講習について講師と同一場所以で行うこと	修了試験について登録サンプリング補助者講習機関の監視者と同場で実施すること	登録サンプリング補助者講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、作環則第51条の12第1項第4号に規定する個人ばく露測定講習の業務を管理する者がサンプリング補助者講習の実施状況を把握することができると	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されいること	会場ごととに50人以内の受講者とし、かつ、作環則第51条の12第1項第1号に掲げる機械器具その他の設備1台当たり10人以内の受講者として いること	—
----------------------	------------------------------	---------------------------------------	--	-----------------------	---------------------------------------	---	---	--	---